

## 所得税、個人消費税などの 申告と相談

桐生税務署では、所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告のための確定申告会場を設置します。

会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受け付けを早めに締め切る場合があります。申告書の作成には時間を要しますので、なるべく午後3時までに来てく

ださい。なお、相談が午後5時を過ぎる場合は、再度来ていただく場合があります。

お問い合わせは、桐生税務署（自動音声案内 ☎223121）へ。  
期間 2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日曜日を除く  
時間 午前8時30分～午後4時 ※相談開始は午前9時から  
場所 桐生税務署4階会議室

インターネット  
e-Taxをご利用ください

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」

(<http://www.nta.go.jp>)

を利用して、自宅などのパソコンで確定申告書が作成できます。スマートフォンやタブレット型端末にも対応しています。なお、e-Taxの利用については、事前準備が必要です。

詳しい利用方法などは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) でご確認ください。

## 市民税・県民税の申告と相談

平成30年分の市民税・県民税の申告と相談は、2月18日(月)から3月15日(金)まで(土・日曜日を除く)受け付けます。

会場や日程、受付時間などは広報きりゅう1月号をご覧ください。

### 申告時のお願い

会場は大変混み合いますので、事前に以下の準備をお願いします。

- ・医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書の記入
- ・収支内訳書の記入
- ・所得税の還付申告を受ける場合は、給与や年金の源泉徴収票の原本をお預かりするため、必要に応じて源泉徴収票などをコピーしておいてください。

お問い合わせは、税務課市民税担当（☎内線226～228）へ。

## 税に関する無料相談

2月23日の「税理士記念日」に合わせて、所得税の還付申告に関する相談と各種の税に関する相談を行います。ただし、申告書の作成など有料になる場合があります。

### 期日・相談内容

2月15日(金)：給与や年金などの所得税の還付申告に関する相談  
2月25日(月)：各種の税に関する相談

時間 午前10時～午後4時  
場所 市内の各税理士事務所

申し込み電話で各税理士事務所へ。

お問い合わせは、関東信越税理士会桐生支部（☎522677）へ。

## ご注意ください 「上場株式に係る 配当所得等の申告」

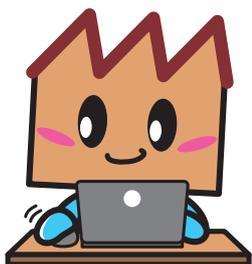
「特定配当等所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得」（特定配当所得等）について、所得税と市民税・県民税（市・県民税）で異なる課税方式を選択することができます。

異なる課税方式を選択する場合、納税通知書の送達日までに所得税の確定申告書とは別に市・県民税申告書を提出する必要があります。特定口座年間取引報告書などの写しを合わせてご提出ください。

平成31年度市・県民税納税通知書送達日は、特別徴収（給与から差し引き）が5月中旬、普通徴収（自分で納付する）が6月中旬を予定していますが、なるべく平成30年分の市・県民税申告期間内の申告にご協力ください。

また、市・県民税の納税通知書送達後に特定配当所得等に関する確定申告書や上場株式等に係る譲渡損失に関する確定申告書を提出した場合、市・県民税の税額算定に算入できません。複数口座の損益通算や翌年以降への繰越損失などが認められませんのでご注意ください。

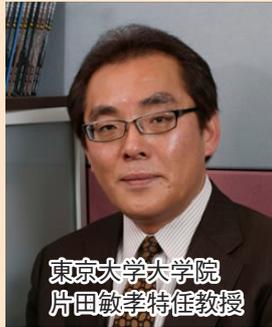
問い合わせは、税務課市民税担当（☎内線226～228）へ。



キノピー

# 防災講演会 2月25日（月）

日本の防災教育の第一人者であり、桐生市防災アドバイザーの東京大学大学院情報学環片田敏孝特任教授による防災講演です。



東京大学大学院  
片田敏孝特任教授

「荒ぶる豪雨災害に向かい合い、今、地域がなすべきこと」と題し、近年の災害の傾向や地域防災のあり方、大災害に対する心構えなどについて学びます。

期日＝2月25日（月）

時間＝午後6時30分から8時

場所＝市民文化会館小ホール

問い合わせは、安全安心課防災係（☎内線462）へ。



## 軽自動車やバイクなどの 廃車や所有者変更は 3月中に手続きを

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。

軽自動車やバイクなどを他の方に譲ったり、廃車にしたりする場合は、3月29日（金）までに所有者の変更や廃車の手続きを済ませる必要があります。

廃車などの手続きは、次の場所です。軽自動車やバイクなどを他の方に譲ったり、廃車にしたりする場合は、3月29日（金）までに所有者の変更や廃車の手続きを済ませる必要があります。

問い合わせは、税務課諸税担当（☎内線223・224）へ。

● 手続き場所

- 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車 税務課諸税担当（市役所1階、☎内線223・224）、新里支所市民生活課（☎742212）、黒保根支所市民生活課（☎962111）

● 軽自動車（125cc超250cc以下） 群馬県自動車整備振興会（前橋市上泉町、☎027・261・0274）

● 二輪小型自動車（250cc超） 関東運輸局群馬運輸支局（前橋市上泉町、☎050・5540・2021）

● 軽四輪自動車 軽自動車検査協会群馬事務所（前橋市野中町、☎050・3816・3109）※2月12日（火）から前橋市五代町へ移転します。

## 全国瞬時警報システム （Jアラート）による 全国一斉情報伝達試験

国が行う全国一斉情報伝達試験に合わせ、防災行政無線（新里・黒保根町）と緊急告知FMラジオ（防災ラジオ）を連動させて、自動起動放送による情報伝達試験を行います。

Jアラートは、大雨や地震、弾道ミサイル情報などの緊急情報を国が送信するシステムで、市町村の防災行政無線や防災ラジオのほか、携帯電話会社による緊急速報メール（エリアメール）などが連動して瞬時に情報を伝達します。

問い合わせは、安全安心課防災係（☎内線415）へ。

### 情報伝達試験

期日＝2月20日（水）  
時間＝午前11時から

放送内容

● 新里・黒保根町の防災行政無線

「こちらは、ぼうさいにいと（くろほね）です。」  
「これは、Jアラートのテストです。」（3回繰り返し）



● 防災ラジオ

「これは、Jアラートのテストです。」（3回繰り返し）

● 緊急告知FMラジオ（防災ラジオ）

市役所3階の安全安心課などで、1台1000円で配布されています。防災ラジオは、電源が入っていない状態でも緊急放送の信号を受信して、自動的に最大音量で情報を流した後に電源が切れます。緊急放送が終了してもラジオが止まらない場合は、一度、スイッチを入れてから電源を切ると止まります。